

金融機関等における送金取引等について の確認事項等について

2018/10 掲載

最近、多くの地方銀行が出所の確認が難しい現金での海外送金を原則取扱中止としたり、海外送金を扱う店舗を絞る動きが出てくるなどの動向が報道されているが、これに先立つ 2018 年 3 月 30 日、金融庁は送金取引に重点を置いて基本的な確認事項等を取りまとめ、各金融機関等に発出した。

これは、今春に同庁より発出されたいわゆるマネロンガイドラインの項目のうち、送金取引に重点を置いて基本的な確認事項等を取りまとめ、各金融機関等に発出したものである。以下にその内容を示す。

【確認事項の概要】

①送金取引を受け付けるに当たって、営業店等の職員が、個々の顧客及び取引に不自然・不合理な点がないか等につき、下記その他自らの定める検証点に沿って、確認・調査することとしているか。

②検証点の例示(抄)

○送金申込みのあった支店で取引を行うことについて、合理的な理由があるか

○顧客又はその実質的支配者は、マネロン・テロ資金供与リスクが高いとされる国・地域に拠点を置いていないか

○短期間のうちに頻繁に行われる送金に当たらないか

○顧客の年齢や職業・事業内容等に照らして、送金目的や送金金額に不合理な点がないか

○口座開設時の取引目的と送金依頼時の送金目的に齟齬がないか

○これまで資金の動きがない口座に突如多額の入出金が行われる等、取引頻度及び金額に不合理な点がないか 等

上記の検証点に該当する場合その他自らが定める高リスク類型に該当する取引について、営業店等の職員において、顧客に聞き取りを行い、信頼に足る証跡を求める等に

より、追加で顧客・取引に関する実態確認・調査をすることとしているか。また、当該確認・調査結果等を営業店等の長や本部の所管部門長等に報告し、個別に取引の承認を得ることとしているか。

③その他、防止体制等、ITシステムによる取引検知、疑わしい取引の届出、他の金融機関等を通じた送金取引、教育・研修等

出典：金融庁ホームページ

(<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180330amlcft/20180330amlcft.html>)